

社会民主党・県民連合を代表して、県政各般にわたり質問し、知事、教育長並びに警察本部長の御見解を伺いたいと思います。

1点目に、2012年度の財政運営について、お聞きします。

2012年度の予算案は、浜田知事が県民の幅広い意見を聞き、きめ細かな対策を含め、評価できる内容と考えています。ただ、財政規律の観点から、一点指摘しておきたいと思います。

2012年度の地方財政計画の特徴は、歳出面で、給与関係経費 1.4%の減少、投資的経費補助事業、単独事業、両方とも 3.6%の減少になっています。また、歳入面では、臨時財政対策債を除いた地方債が、5.4%の減少となっています。

一方、本県の2012年度当初予算は、人件費は、賃金カット継続の上に、0.9%の減少、投資的経費は、補助事業が 11.5%の増加、単独事業が 0.2%の増加になっています。歳入面では、臨時財政対策債を除いた地方債が、14.7%、39億円の増加となっています。

人件費は、地方財政計画と同じ減少傾向ではありますが、投資的経費、通常債（借金）は、地方財政計画の減少傾向ではなく、反対の増加路線を本県は選択したわけです。私は、必ずしも地方財政計画と同様でなくても良いし、少々の乖離は許されるべきと考えますが、投資的経費で 10%強の差、通常債（借金）で 20%の差が生じたことは、財政運営上、好ましいことではないと考えます。地方財政計画との乖離の拡大は、将来の財政運営に影響を及ぼしかねないと考えます。

当たり前のことですが、投資的経費が減少すれば、通常債（借金）も減少する。投資的経費が増加すれば、通常債（借金）も増加するわけです。公債費を見ても、地方財政計画では、1.2%と減少していますが、本県の場合は、1.5%と増加しています。過去の行き過ぎた公共事業のつけとしての現象が現れているのではないのでしょうか。

近年、地方財政における投資的補助事業は、「決算」が「計画」を下回っています。これは、過去の公共事業のやり過ぎで公債費が累積したため、補助金がつく補助事業でも計画どおり申請しない地方自治体が多くなっていることを示していると言えます。その中で、本県が補助事業を 11.5%増加させているというのは、歳出構造の転換が図られていないのではないかと考えるわけです。

浜田知事は、防災対策に力を入れるためにと強調され、一定理解できますが、この投資的

経費には、急がない工事、財源の裏づけの保証のない工事まで、含まれていることに懸念を感じます。例えば、凍結していた地域高規格道路の計画を大幅に見直して整備しようとする中間工区、香南工区の道路整備の開始は、それほど急がなくても、年度間調整をして、工事の開始年度を遅らすなど、財政規律の関係から考えられなかったのでしょうか。また、全体事業費が 8 億円というガントリークレーン本体整備の国庫補助金が 2012 年度で 1500 万円しかついていないにも関わらず、残りの国庫補助金が全額 2013 年度に保証されることを前提とした債務負担行為は、もし国庫補助金がつかなかった場合、県単独で肩代わりをしなければならなくなり、大変疑問に感じます。

2012 年度末の県債残高も 195 億円増加し、8,610 億円になると示されています。もう少し、後年度負担を考え、公債費が徐々に圧縮されていく財政運営を行うべきではないかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

2 点目に、地方分権の推進に向けて、第 1 次及び第 2 次一括法に伴う本県の対応について、お聞きします。

昨年 9 月議会で我が党、三野議員からの代表質問で知事は、「自治体の判断で変更できる基準等について、本県の実情にふさわしいものとなるよう、県議会での御議論を初め県民の皆様の御意見を十分にお伺いしながら、来年四月の施行期日まであと半年しかございませんが、鋭意取り組みたい」と答弁され、その結果を受け、今回 13 本の条例が提案されているところだと思います。

これらの条例化は、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を生かした住民本位の施策を推進する上で重要な意味を持つのだと思いますが、実は今までと、それほど変わるような気がしないのは、私だけではないと思います。

たとえば、「国の権限」であった基準決定の一定部分を、地方自治体に譲る意味での条例化というのはわかりますが、省令基準に「従うべき基準」、省令基準を「標準とすべき基準」、省令基準を「参酌する基準」の 3 段階に分け、「従うべき基準」は国の基準で絶対に守らなければダメ、「標準とすべき基準」は絶対じゃないけどこれにしてね、「参酌する基準」は都道府県ごとに変えてもいいけど、変える時は十分考えてね、といった感じでしょうか。また、地方の独自性を発揮した基準にしたいと思っても、当然国からのその財源の裏付けはありませんから、いきおい今まで通りにせざるを得ない状況にもあるのではないのでしょうか。この

ような状況の中で、知事が9月議会で答弁された「本県の実情にふさわしい基準」に今回の条例案で、どこまで、実現できたと考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

また、省令基準に「従うべき基準」は国の基準どおりに条例化しなければならないのなら、条例化の意味がありません。そこで、詳しく調べてみますと「当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない」と書いてありました。これは例えば、どのような場合のことを想定しているかと理解しているのでしょうか。教えていただければと思います。

もう一つ、一括法の中には、来年度まで猶予のあるものもあるようです。ですから、今回の条例の提案に間に合っていないもの、来年度に制定する条例もあると聞いています。特に今回は福祉関係の基準がまだのように思います。このあたりのスケジュールをお聞かせください。

さて、私たち地方団体は、地方分権を進める立場で、「国が法令で事務の実施や方法を細かく規定しているから、自治体が地域の実情に合った最適な行政サービスの提供ができない」と主張してきたと思います。その意味からは、条例制定権の拡大は、住民の暮らしや福祉、健康、環境を守り、充実に繋げていけるものであり、自治の発展に向けても重要なことだと思います。しかし「地域の実情に合った」「自由度を拡大する」という名のもとに、国から責任が離れ、地方財政が厳しい折、条例化において、最低基準の引き下げや、要件緩和が行われないかの心配も一方ではあるわけです。このあたりの心配に対し、本県としての考えを聞かせていただきたいと思います。

次に県から市町への権限移譲についてです。義務付け等の見直しと合わせて、第2次一括法案では47の法律が改正され、権限移譲の具体的事務が挙げられています。既に本県でも条例による事務処理特例制度に基づいて移譲されている事務も多くあるとは思いますが、それを「普遍化する」として市町に一括で法定移譲するものだと思います。このことについて県の考え方をお聞きしたいところです。

たとえば、今回のような一律的な法定移譲でいいのかどうか、それとも今までのような、条例による事務処理特例制度がいいのか、あるいは権限内容によっては、本来県が担うべきものもあるのかどうかなど、県としての意見もあると思いますがいかがでしょうか。

また、県内市町の状況を見てみると、権限移譲で事務量が増えているはずなのに、それに見合う人員増が図られているとは思えません。ですから忙しくなっているのだと思います。

そして更に専門的な対応も要求されます。財源で言えば、今回から法定移譲になりますから、その必要経費は今までのように県からの交付金ではなく、市町負担になります。そしてこの法定移譲分も今回は47の法律分だけでしたが、今後も増えていく状況だと思います。そうになると交付税で措置されていますと言われ懐疑的になっている市町が、支障なく権限移譲分の事務執行するためには、条例による事務処理特例制度分も含めて人的支援などの県のフォローアップも必要になると思いますが、このあたりどのようにお考えでしょうか。

3点目に、先ほどの地方分権にも関連しますが、国の出先機関改革と四国広域連合についてお聞きします。2月4日に臨時の四国知事会議が開催され、国の出先機関から移管される受け皿として「四国広域連合（仮称）」を来年秋までに発足させることで合意したとの報道がありました。いささか唐突の感がありましたので、中身をほぐしながらお聞きしたいと思います。

まず、国の出先機関は、都道府県との二重行政の解消やムダ削減のため、一部を廃止して地方に業務を移す方向で相当昔から議論されてきました。自公政権時代の2008年12月には、地方分権改革推進委員会が地方整備局や地方農政局、都道府県労働局など9機関の統廃合を勧告しました。そして、総選挙の民主党マニフェストに「国の出先機関の原則廃止」が掲げられ、政権交代となり、翌年6月に「原則廃止」が閣議決定されました。その後の議論は若干ペースダウンしましたが、昨年12月の政府の地域主権戦略会議が、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所3機関を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行うことが決定されたというのがこの間の流れだと思います。

そこでまず、なぜ広域連合なのかというところを教えてくださいたいと思います。国の出先機関が県との2重行政で弊害があるなら、県に移管すればいいと普通は考えると思います。広域連合という形の受け皿でやるとなれば、国出先の権限が広域連合に移譲され、その下に都道府県があり、その下の基礎自治体があるとなります。上下関係ではありませんが、広域連合が、その議会で決定されたことで権限が行使されたとしても、末端住民が果たして透明性のある議論でその権限が判断されたと理解されるかどうか。あるいは基礎自治体の声がこの広域連合に反映できるのかどうか、疑問に感じざるを得ません。これは、現在の一部事務組合や広域連合でも、同じ問題を抱えているのはご案内のとおりです。特に今回、丸ごと移

管を求めている四国経済産業局の事務で、県でできるものはないということなんでしょうか。また今後、視野に入れている中国四国農政局にしても、たとえば、香川用土器川沿岸地区など、どう考えても広域などで行う必要はまったくありません。国出先の受け皿はすべて四国広域連合でという判断なのでしょうか。教えてください。

次に、四国地方整備局の移管を求めている点についてです。全国知事会は、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの作成した「国の出先機関の原則廃止に向けて」の報告含めて、直轄国道、直轄河川など、国直轄事業は原則として、全て地方に移管すべきとの方向性だと思っています。それは関西広域、九州広域でもその方向だと思っています。ですから、四国はインフラ整備が遅れている、国の責務がまだまだ残っているので、四国地方整備局は無くなつては困る。だから受け皿としての四国広域連合とは言えないなどの泣き言は、高知、愛媛を説得してでも、言うべきではないと思います。なぜなら、四国地方整備局だけが国の機関で残り、その他、全国の地方整備局は地方移管されるということは考えられません。ただでさえ国の壁は厚いのですから、全国知事会が心を一つにして取り組まなくては、その壁は突き破れません。そのあたりどうお考えでしょうか。見解をいただきたいと思います。そしてやはり、県内で終結する直轄国道や直轄河川は、どのように考えても国でもなく広域でもなく、やはり県で執行可能な事務事業のように思いますが、なぜそう考えないのでしょうか。

また、この議論で、どう考えても理解できないのが徳島県の立場です。四国広域と関西広域との2重加入は普通は考えられないと思います。権限の受け皿という組織ですから、たとえば、徳島県内の許認可や立ち入り検査の権限はどちらの広域連合が行うこととなるのか、あるいは徳島県内の今までの国営土地改良事業はどちらの広域連合が担当するのか、矛盾だらけです。ですから、二重加盟などは、制度的にあり得ないと思います。徳島県は、広域連合設立までの議論には両方に参加するけれども、現実に広域連合が設立された時には、どちらか一つに加盟するということがいいのでしょうか。そうすると、どうしても四国3県では成り立ちませんから、徳島県には四国広域連合に入ってもらわなくては困るのではないのでしょうか。それとも、やはり2重加盟するということなののでしょうか。もしそうなら先ほどの矛盾は、どのように解決されるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

もう一つ、気になる点をお聞きします。先ほど申し上げた、全国知事会、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの作成した「国の出先機関の原則廃止に向けて」の報告には「事務移管に当たって、複数都道府県にまたがる事務などで単独で受け入れることが困難な場合

には、広域的な受け皿の検討が必要となる。その際には、道州制など新たな地方制度にまで議論を拡大することなく現行の都道府県・市町村制度を前提に受け入れ体制を検討する。」このように書かれています。おそらくこれを受けて全国で、都道府県の広域連合が議論されているのだと思いますし、四国もそうなんだろうと思います。書いてある通り、「複数都道府県にまたがる事務などで単独で受け入れることが困難な場合に、広域的な受け皿」とありますので、先ほどの質問である「四国広域連合へ四国経済産業局の丸ごと移管」の理由は、この報告も踏まえて回答いただきたいと思います。

実は気になるのはここではなく、この報告で「道州制など新たな議論を拡大しない」とされているにもかかわらず、今回の四国知事会の合意事項に「広域的に連携し実施することが効果的な四国における共通課題について、持ち寄り事務を検討していく」としています。これは国出先事務の受け皿の議論ではなくて、県の所管事務の在り方まで言及し、道州制などへの議論の拡大を懸念するものですが、そのようなことはないのでしょうか。

4 点目に、本四高速の通行料金と出資金についてお聞きします。この出資金は、本州四国連絡橋公団が発足した1970年に始まり、建設費などに対する負担として、国と地方が2対1の割合で拠出してきたようです。そして1997年に出資期間は12年度までとし、98年度以降の出資額は国と地方合わせて年800億円に固定されました。その後、国の言い分では、出資期間を22年度まで10年間延長し、その地方負担分は03年からの料金引き下げに充てるとされ、これにより、瀬戸大橋の料金は5700円から4100円となったとっています。しかし、この時の10年間の出資延長を地方側は了承していません、国は、料金引き下げと出資延長はセットだった言いますが、本県はすでに647億円余も出資しています。納得できるはずがありません。

昨年末、国交省が民主党に示した本四道路の新料金案が、地元負担の継続を前提にしたものであったことから、本県を含む本四連絡道路関係10府県市は、国交省に来年度以降地方負担を求めないよう意見書を提出しました。その後も国から納得できる回答もなかなかなかったわけですが、2月17日の調整会議で、出資の理由や出資金額の調整以外、一定の合意が見られたとの報道がありました。

報道では、国が26年度以降の本四高速の通行料金を一般高速道路並みの水準に引き下げる案を提示したということ。一方で、24年度から2年間の出資継続は本四高速と西日本高

速の合併に必要な費用として、一定の合意に至ったということだったと思います。そしてこれは、本四高速と西日本高速の合併の方向性が条件として約束されたということだとも思います。ただ、「実現を目指す」ということで、それが担保できた話ではない、もっと言えば、非常に高いハードルのような気もしますが、やはり国の提案としての重みもあると思います。悩ましいところですが、知事は現場にいて、どのように判断をされたのか、教えていただきたいと思います。

仮に本四高速と西日本高速の合併が実現し、通行料金も一般高速並みになるのであれば、2年間の出資金の延長は、納得できる金額になることや、大義名分さえあれば、受け入れるということだと理解しています。あまりこういう聞き方はよくないかもしれませんが、今回の合意は、現在の割引のための出資延長ではのれないが、合併のための費用負担であれば、一定の財政負担は可能との判断になったのでしょうか。教えていただきたいと思います。

5点目に、香川県地域防災計画の見直しについてお聞きします。3月11日の東日本大震災は、地震の規模、津波の大きさなど、想定外の震災と言われました。そのため、対応マニュアルが存在せず、多くの場合、思考停止に陥り、そのため多くの人命が失われたといえます。その教訓として、例えそれが、千年万年に一度という確率でおこる出来事であったとしても、人命第一、減災の観点から、あらゆる可能性を想定し、思考停止に陥らない対応が必要だということです。

香川県地域防災計画は、ほとんど毎年見直されていると思いますが、特に今回の見直しは、東日本大震災を踏まえ、大幅な見直しになったと聞いています。構成面では、震災対策編を地震対策編と津波対策編に分割したということ、内容面でも津波被害軽減対策など、多くの項目で見直され、内容の充実が図られていると思います。ただ、数百ページもの膨大な計画ですから、私も全てを読んだわけではありませんが、まず、気になったのは、原発事故について述べられているところを見つけることができませんでした。現在、東京電力福島第一原子力発電所の事故で多数の避難者がいる中で、福島県だけの問題と思っている方は、誰一人としていません。本県においても、伊方原発、島根原発などで原子力災害が発生した場合、影響がないと言えるはずがありません。

お隣の愛媛県では、当然原発立地県でもあることから、地域防災計画に「原子力災害対策編」として独立して編集されています。また、大分県では原発立地県ではないものの、地域

防災計画には、見直し前より、放射性物質事故対策計画も含まれており、見直しの議論の中でも「原子力災害」についてが、議題になったことが報道されました。本県においても地域防災計画に原子力災害について掲載すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また来年度、地震・津波による被害想定の見直しに９８６０万円の予算が計上されています。先日修正された地域防災計画では、被害想定については、「現在進められている国の被害想定の見直しを踏まえ、見直すこととする。」旨の記載がありますが、平成１７年に公表された被害想定調査の結果がそのまま掲載されています。当然この見直しも進めなければなりません。そこで、今後の地域防災計画の見直しについて、どのように考えているのかお伺いします。

６点目に、消防広域再編議論と消防救急無線のデジタル化についてお聞きします。平成２０年３月、香川県消防広域化推進計画が策定されました。この計画資料に書かれているスケジュールから行くと、来年度には香川県を一つの消防本部とした、消防広域化が実現する予定になっていますが、どうもそのような状況とは思えません。最初この計画を策定したときには、「各市町代表者からは、別段反対意見はなかった」とお聞きしていたのですが、その後何回「消防広域化検討委員会」が開催され、どのような状況となっているのか教えていただきたいと思います。また、このような状況で「消防組織法」との関連で問題はないのか、お聞きします。

また、平成２８年５月末までに消防救急無線は、今までの１５０メガアナログから２６０メガデジタルへ移行しなければなりません。これは、総務省が混雑している周波数の有効利用させるため、電波法関係審査基準が改正されたことが原因です。警察無線のデジタル化は確か、国負担でした。しかし、消防救急無線のデジタル化は国策として進められていますが、その費用を負担するのは市町です。平成１９年の試算では、各消防本部が単独整備すると総額で約１０４億円必要と言っていました。これは大変な額です。しかし、共同整備をすると、その７割程度で済むとも言っていたと思います。いずれにしてもデジタル化については多額の費用が必要です。いまさらデジタル化反対は困難かもしれませんが、国に対してせめて財政支援が必要と訴えるべきだと思いますがいかがでしょうか。また、デジタル化に向けてどのようなスケジュールで進めていくのか教えてほしいと思います。

7点目に、再生可能エネルギーの導入についてであります。さきの東日本大震災は、福島第一原発の事故に伴う未曾有の放射性物質による被害を引き起こし、いまだ終息のめどもついていないところですが、この甚大な災害を教訓として、我が国の原子力政策は、国民各層、世論の中に温度差こそあれ、究極的に、は脱原発に向けた政策の転換を図るべきとの流れだと思えます。

現在、国では、さきに制定された再生可能エネルギー特別措置法を受け、再生可能エネルギーの調査研究や、原子力代替電源の導入に向けたさまざまな政策を打ち出そうとしています。本県においても先日、坂出市と三豊市でメガソーラーの誘致に成功したことが報道されました。これも県として水面下で連絡調整を進めてきた成果だと思えますが、突然だったので、びっくりしたのも事実です。

以前 2010 年までに県内電力需要の3%を新エネルギーにするという目標を立てたことがありました。このときは達成できませんでしたが、目標に向かった強い意志がなければ、達成できないのは当たり前です。今後もさまざまなエネルギー源に対して、それぞれの位置づけや目標、官民などの役割の明確化、さらには、導入に向けた取り組みのスケジュールなどを示し、目標を持って取り組まなければ、具体性に欠けているということになると思えます。そのような計画を立てて、目標管理をしながら進めていく必要があると思えますがいかがでしょうか。

エネルギー源の多様化に向けては、農林水産省の用水路発電を初め、資源エネルギー庁や国土交通省のスマートコミュニティーなど、各省庁が、来年度予算にいろいろな構想を打ち出しているようです。これらについては、本県における積極的な事業展開に向けて取り組むべきと考えますが、県内での事業実施に向けて、どのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

8点目に、障がい者福祉についてお聞きします。6年前に制定された、障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという観点から、身体、知的、精神という障害の種別によるサービスの仕組みの違いを一元化して提供するという中で、障害のある人が尊厳を持って地域で自立できる社会づくりを目指すというものでした。しかし実際には、応益負担が導入されたことによる利用者負担の増加、障がい者の施設利用の中止や減少など、施設サービスの維持含めて多くの課題が明らかになりました。

そのような状況を受け、一昨年 12 月に障害者自立支援法の改正がなされました。大きく五つの内容が改正され、一つは、利用者負担の見直しとして、法律上も応益負担から応能負担に変更されたこと、二つ目は、障害者の範囲が発達障害まで拡大されたこと、三つ目は、相談支援体制が充実されたこと、四つ目は、障害児支援が強化され、放課後デイサービス等が充実されたこと、そして五つ目は、地域における自立した生活のための支援が充実されたことなどです。

本県においては、平成 21 年 3 月に第 2 期香川県障害福祉計画の策定に合わせ、作られたのが、現行のかかわ障害者プランだと思いますから、この一昨年の改正障害者自立支援法を受けて、今回提案されている新障害者プランで、それを反映させているのだと思います。いずれにしても、一昨年の障害者自立支援法の改正も新たな「(仮称)障害者総合福祉法」までのつなぎの意味での改正だったと思います。民主党マニフェストにも「障害者自立支援法は廃止」と掲げられていたことや自立支援法の違憲訴訟原告団と結んだ基本合意に基づき、政府は「遅くとも 13 年 8 月までに自立支援法を廃止し新たな福祉法制を実施する」と閣議決定しています。

そこでやっと先日、厚生労働省は廃止予定の障害者自立支援法に代わり、今国会に提出を予定する新法案の概要を、内閣府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会に示しました。しかし内容は現行法の一部見直しにとどまっているだけでなく、総合福祉部会が提言した内容は、ことごとく見送られており、今後上程までには、まだまだ紆余曲折が予想されます。

このような状況を踏まえた中で、今後の障害者福祉についてお伺いします。

改正障害者自立支援法を受け、あるいは新障害者プランを受け、この 4 月から市町で新たな施策が動き出すと思います。基幹相談支援センターの設置をはじめ、位置付けが明確化された自立支援協議会による相談支援体制の強化、サービス利用計画の作成義務付けを軸とした支給決定プロセスの見直しなどだと思います。中でも取り組みを強化しなくてはならないのが、相談支援の充実だと思います。現在も障害者生活支援センターでの対応はされていると思いますが、まだまだ知る人も少なく、PR も不足していたと思います。

先月、札幌市のマンションで同居していた 40 代の姉と知的障害のある妹が遺体で発見された事例は、姉が病気で倒れ、その後、妹が飢えと寒さで死亡したとみられています。生活に困窮してガス、電気が止められた中での孤立死です。これは現在の障害者福祉が抱える問題点を浮き彫りにしています。自立支援法は申請ありきの制度であり、福祉サービスを受け

ていない、障がい者らの生活実態は見えません。福祉サービスを受けていない障がい者の状況把握、相談体制の実態などを調査も必要です。そうでなければ、窮状に陥った障がい者に、的確に手を差し伸べることはできません。障がい者やその家族らの意向を尊重しながらも、しっかりとセーフティーネットを張り巡らす必要があります。

そのためにも相談支援体制の強化は不可欠です。新設される基幹相談支援センターは、障害者福祉の中核的存在として総合的な相談業務のほか、地域の相談支援事業所、医療・教育・雇用などの関係機関とのネットワーク化を進める役割が期待されます。特に自立支援協議会をどう機能させるかが、地域福祉の充実に向けた鍵を握ると思いますが。知事の御見解と、現実の業務を行う市町に対し、先ほどの「サービスを受けていない障がい者の状況把握」も含めて、どのような形で支援していくのかお教えてください。

また、来年8月を目途に制定予定の「（仮称）障害者総合福祉法」に対して、県としてどのような声を上げていくのか、多くの県内の障がい者の皆さんも今回の厚生労働者の「新法案の概要」を知って不安になっています。国に対してそれらの意見を言っていくべきと考えますがいかがでしょうか。

9点目に高齢者福祉についてお聞きします。

介護保険でいえば、高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も、増えるしかありませんから、今後の介護給付、予防給付とも増加の一途をたどり、新年度以降の介護保険料の高騰で高齢者と家族の負担は、ますます重くなることは避けられません。そのような中、今回で4回目の改定を迎える介護保険制度で、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。市町の選択事業といわれていますが、まず、県内市町での実施予定は、どのような状況なのか教えていただきたいと思います。この事業、長いので総合事業と呼ばせていただきますが、調べてみますと、この総合事業は、地域のマンパワーや社会資源の活用を図って、要支援者やその予備軍に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断により、総合的に提供することができる事業となっています。これは、サービス事業者を新たに育成するにはよい事業だと思いますし、各市町で取り組んでほしいと思いますが、県としてどのようにお考えでしょうか。

また今回新規事業として、「一人暮らし高齢者等対策事業」が計上されました。高齢者の居場所づくり、声かけ見守り、買い物サービスなど、県民の声に答える、大変いい事業だと

思います。この事業も新たな地域資源の発掘につなげていくことが大事だと思いますし、先ほどの介護保険での総合事業とセットで考えることが大事だし、よく似た事業となり、整理する必要もあるような気もいたしますがいかがでしょうか。

次に介護職員処遇改善について、もう何度もお聞きしましたが、とうとう介護職員処遇改善交付金がこの３月で打ち切られることになっています。この交付金が、介護職員の給与水準を一定程度引き上げられたのは確かで、たいへん評価できるものです。ですから、本県としても従来どおり、今後も交付金として一般財源から歳出を要望してきたところですが、残念ながら、来年度から平成２７年３月までは介護報酬の一部として、「介護職員処遇改善加算」となったようです。今までのように「別枠上乘せ」でなく、「介護報酬に含まれる」ようになることから、今までと同等の処遇改善が担保されるかどうか心配です。介護職員の賃金、手当がこのことによって、減額されるようなことはないのか教えていただきたいと思っています。

10点目に、少人数学級と新しい香川型指導体制についてお聞きします。新年度から県独自で小学校３年生も３５人学級ということ、わたしたちが長年要求してきたことが少しずつ実現をしており、ありがたく感じています。さて、本県として平成１３年度から、国が給与を負担する教員に加え、県単独の予算でも教員を増やして、香川県教育委員会は「香川型指導体制」を推進してきました。これは、「少人数指導」や「複数担任制」などにより、一人一人の子どもの実態に応じたきめ細かい指導を行い、基礎・基本の確実な定着を図ろうというものでした。

平成１５年の私の代表質問に対し、当時の教育長は「複数の教員が共通の内容に関する授業を実施することに伴い、教員相互の研さんが深まり、指導力の向上が図られるという効果も上がっており、こうした香川型指導体制の意義や効果は、単に学級の規模を下げただけでは達成困難なものであると考えております。」と答えています。この答えは、どなたが質問しても同じでした。また、私たちがいくら少人数学級の学習効果を他県の例を出して言っても、香川型指導体制についてのアンケート結果などもその根拠としながら、複数担任の優位性を言って、少人数学級は採用しようとしませんでした。

その後突然、中学校１年生から３５人学級となりましたが、その理由は学習効果ではなく「教科担任制により学級担任が生徒と接する機会が少ないので、少人数学級にして学級を安

定させる」という根拠に乏しい理由でした。「それじゃあ学級担任が音楽の先生より、数学の先生のほうが学級は安定しているということですか」と質問しましたが、その答えはいまだにいただけていません。いずれにしろ、県教育委員会として、香川型指導体制は絶対の自信を持っていたはずで、それがなぜ、「新しい香川型指導体制」に変わったのでしょうか。教えていただきたいと思います。しっかりお答えください。

新しい香川型指導体制の説明で教育長は「新たに取り入れた少人数学級について、実施校の校長や学級担任からは、一人一人の子どもにしっかりかかわることができ、生徒指導面で、「児童生徒の問題行動やトラブルが減少した」、「欠席率が減少した」などの効果が、また、学習面においても、学習状況の把握がこれまで以上にできるようになり、「児童生徒が落ちついて学習に取り組むことができている」などの効果が報告されております。」とおっしゃいました。これは私たちが当時からいってきたことです。しかしその意見を県教育委員会は否定、あるいは無視をしてきたわけです。

当然、複数担任制から少人数学級にしたわけですから方針転換です。複数担任制を実施していた時には「指導力の向上が図られている」といって正当化する。少人数学級を実施するようになれば「学習状況の把握がこれまで以上にできる」とこれもまた正当化しています。どちらが優先されるべきなんですか。うやむやにしたのでは許されません。県教育委員会として方針を転換するのなら、今までやってきたことの総括と反省にたって、方針を変える必要があったことの説明をしなければなりません。いかがでしょうか。

11 点目に、地域の防犯力の向上についてお聞きします。豊かな生活は、経済の豊かさだけではなく、暮らしの安心・安全が満たされるものでなければなりません。近年、犯罪は多様化し、複雑化の度合いを深め、また、生活に身近な場所で、さまざまな手口の犯罪被害が発生しているのも特徴です。先日も、私たちに大変身近なコンビニエンスストアなどへの強盗が発生するなど、県民の犯罪に対する不安感は払拭されていない状況にあります。今日のように多様化、複雑化する犯罪情勢の中で、犯罪のない安全で安心なまちづくりを一層推進していくためには、県民、行政、警察等が綿密に連携しながら、防犯対策を進めなければなりません。

犯罪の抑止力は、まず警察官の姿を見せる、パトロールを強化するといった街頭活動の強化にあることは言うまでもありません。しかし、それだけでは不十分です。警察のみならず、

「自分たちの安全はみずからが守る」という自主防犯意識に根差した、地域、職域などの民間組織が一体となって取り組む必要があります。そのため、警察と民間、たとえば学校、警備保障会社、タクシー運転手、消防団員、新聞配達、郵便配達員などとのネットワークを構築し、さらにこれら相互の連携を強化することが極めて重要です。そこで、防犯力向上に向け、警察と民間とのネットワークの現状と、今後のネットワーク構築に向けた警察の果たす役割について、どのようにお考えか、県警察としての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、近年、青色回転灯を装備した車による地域でのパトロールが、かなり増えてきたと思います。来年度予算にも「女性や子どもたちを守る地域防犯力パワーアップ事業」にも新規で計上されていますが、最新の安全・安心まちづくりニュースを見ると、県下で青色回転灯を装備した車による取り組みは、46団体、車の台数187台、講習を受けた実施者の数が2996人、となっています。これは、いつまでにどれだけの運用台数にするのか、具体的な目標はあるのでしょうか。

このようにボランティアの方々が、早朝・夜間のパトロールや子どもの登下校時間帯の通学路における見守り活動等に従事されるに当たっては、安全対策面での支援も必要と思うのですが、この点についての支援をどのようにお考えでしょうか。そして、このような活動をするボランティア団体が、ますます県下全域に広がり、かつ息長く活動を続けていくためにも、警察を始め関係機関の支援は欠かせないと思いますが、どのような支援をお考えか、お聞かせください。

以上でございます。